令和元年12月11日(水曜日)

議事日程 第3号

令和元年12月11日(水曜日)午後2時30分開議

日程第 1 請願の審査報告

日程第 2 議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 3 開会中における所管事務調査報告

日程第 4 閉会中における所管事務調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13人)

1番 小 林 一 幸 君 2番 新 井 賢 次 君 3番 利 幸 君 4番 均 君 原 月 田 5番 渡邊俊 彦 君 6番 柳 沢 浩 一 君 7番 石 内 國 雄 君 8番 髙 橋 茂樹 君 9番 浅 見 武 眞 男 志 君 10番 石 JII 君 宇津木 治 宣 君 備前島 久仁子 君 11番 12番

13番 三 友 美惠子 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

二君 長 町 紘 副 町 長 古 橋 勉 君 角 田 長 之 君 総務課長 教 育 角 田 博 石 関 清 貴 君 企 画 課 長 中 野 利 宏 君 税務課長 藤 修 君 齌 健康福祉課長 子ども育成課長 舛 田 昌 子 君 原 保 君 萩 宏 住 民 課 長 藤 善 彦 君 環境安全課長 髙 柳 功君 齌 経済産業課長 恭 君 都市建設課長 君 藤 橋 茂 齌 髙 会計管理者 上下水道課長 金子忠 雄 君 大 堀 泰 弘 君 兼会計課長 学校教育課長 高 橋 幸 伸 君 生涯学習課長 宇津木 雅 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長 田村 進 庶務係兼 議事調査係長 岡部 敦

庶務係兼 平野 里都子議事調査係

〇開 議

午後2時30分開議

◇議長(三友美惠子君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

〇日程第1 請願の審査報告

◇議長(三友美惠子君) 日程第1、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号1、角渕グラウンドゴルフ場の早期使用再開を求める請願書を議題といたします。 この請願につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長 の審査報告を求めます。

原利幸民生文教常任委員長。

[民生文教常任委員長 原 利幸君登壇]

◇民生文教常任委員長(原 利幸君) それでは、民生文教常任委員会請願審査報告を行います。

請願受理番号1、角渕グラウンドゴルフ場の早期使用再開を求める請願書の審査報告。

請願の趣旨です。台風19号による被害により、烏川の冠水により汚泥に覆われ、角渕グラウンドゴルフ場が使用できない状態のままになっております。角渕グラウンドゴルフ場は、町内外の人々から親しまれ、住民の健康増進と交流の場として大いに利用されておりました。区民はもとより近隣住民の皆様から、一日も早く角渕グラウンドゴルフ場の早期使用再開の要望が多く上がっております。区民、住民の健康増進と交流の場の確保のため、角渕グラウンドゴルフ場の早期使用再開ができるように、町に対し議会より働きかけていただきますよう請願申し上げますという内容です。

本件について、玉村町議会会議規則第93条第1項の規定により、紹介議員である石内國雄議員に 説明を求めました。

石内議員からです。請願の趣旨のとおりなのですが、早期の使用再開を求めるということです。今 議会でもいろいろ質疑等がありましたとおり、西コースのほうが1月7日の再開をめどに順次作業を 進めているというお話が出ていますが、西だけではなく東ということもそうですし、1月7日ではな くてできるだけ早く年内にも使用できるようにと、議会からの働きかけをお願いしているわけです。

川の水が10センチほど上がって全面的にプレーができないということで、現在ボランティアの方も参加して再開に向けて動いていますが、泥の後処理の話等、皆さん心配していますので、ぜひ採択していただいて、推進を図っていただければと思いますということです。

説明員として生涯学習課からの現状の説明をいただきました。玉村グラウンドゴルフ場の台風 19号による被害状況並びに復旧対応について説明します。

被害状況ですが、グラウンドゴルフ場全体が冠水し、コース及び通路には泥や流木等が堆積し、強

風により倒木も発生しました。また、管理事務所と備品置き場が床上浸水し、トイレは内部まで泥が入り込み堆積しました。場外への流出物は、木製コース看板がほとんどで、16個中5個のみ回収済みです。北側トイレ付近の浸水レベルは70センチで、南側付近では植え込みの植栽などの水没から1メートルと想定されます。

続いて、復旧作業について説明します。復旧は、泥や流木等の撤去、倒木の除去を行い、除草剤の散布を計画しています。台風の翌日から指定管理者により、施設を使用中止として、泥や流木等の撤去作業を開始しました。また、緑地専門業者に来ていただき意見を聞きました。堆積物の深さが1から10センチあり、一部の芝は葉先が見えない状況で、多くの場所が芝に致命的な環境となっています。一部の芝は、散水などにより泥やごみを取り除くことが早期にできれば、来春には再生可能とのことです。

そこで、費用と時間を考慮すると、芝の張りかえが早期再開するにはベストと判断して見積もりを取得したところ、西コースのみで約600万円となりました。今後の対応を協議した結果、昨今の異常気象とグラウンドゴルフ場のある場所を考えると、いつまた同じような被害に遭うかわからないため、町の財政状況から多額の予算を投入して復旧することは困難であり、被害に遭う前と同様に復旧しなくても施設の状況を見て再開するとの結論となりました。その後、指定管理者へ町の意向を伝え、今後の復旧方法を協議した結果、グラウンドの状況を見ながら、ボランティアの協力を仰ぎ復旧作業を行うとなりました。

窓口をグラウンドゴルフ協会として、グラウンドゴルフ愛好者を中心にボランティアを募りました。 町のグラウンドゴルフ協会には20の支部があり、当番制で協会役員2名とその他各支部から数名ず つが火曜日から日曜日に作業に当たっています。ボランティアによる作業は、先月19日から始まり、 指定管理者の作業員と協会役員2名の指導のもと、玉村町グラウンドゴルフ協会の方を中心に1日 20人から30人の方が泥やごみ等の撤去作業を行っています。西コースについては、来年の1月7日 に利用の再開ができるように作業を進めています。

なお、玉村グラウンドゴルフ場が使えない間、一定の制限はありますが、代替地として玉村町総合 運動公園陸上競技場及び野球場を無料開放していますとの説明を受けました。

質疑に入りまして、主な質疑を紹介します。石内委員から、西コースについては1月7日をめどに 進んでいますが、東コースのほうの今後の状況はどうなのかということと、泥の処理はどのように行 うのかも教えてください。

スポーツ振興室長、東コースについてはまだ作業の途中で、かなりのごみや土が堆積している状況です。ごみや堆積した泥の処理ですが、今回の被害で木の回り等がえぐれてしまったりくぼんでしまったりしたところがありますので、そういったところに差し支えない程度で埋め戻しをしています。

宇津木委員から、西コースについてはめどが立っているということですが、東コースについての復 旧の見通しはどうでしょうか。数カ月かかるのか半年かかるのか、あとどのくらいの日数がかかるの でしょうか。

スポーツ振興室長、今のところ、1月7日にはほぼ再開できるのではないかという見通しです。1月7日の西コース再開の時点には、東コースもある程度めどがつくだろうという考えでいます。

宇津木委員から、重ねて聞きますが、西コースは1月7日と打ち出されています。東コースについても、それと余り変わらない時期に使用再開できるような形で計画をしているということでよろしいですか。

スポーツ振興室長、そのような形で考えておりまして、1月7日という日にちを目標にして復旧作業を行っております。

審査経過について。全委員から意見を求めた結果、全委員から「採択すべきもの」とする意見がありました。なお、審査経過は、以下に記載するとおりです。

委員の主な意見として、渡邉委員から、町民に多くの愛好者がいるスポーツでありますし、町も一人1スポーツと掲げていますので、早期に使用可能にして、愛好者たちが楽しめる場所を提供するのが役目だと思いますので、採択でよろしいかと思います。

小林委員から、これだけボランティアの方がかかわって再開に向けて活動されているということも ありますし、早急に使用できるように町に対してお願いしたいと思います。採択でよいと思います。

表決です。本請願は採決の結果、採択すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

◇議長(三友美惠子君) 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。 これより本請願に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本請願に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は採択とするものです。民生文教常任委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、民生文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

〇日程第2 議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

◇議長(三友美惠子君) 日程第2、議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定 について。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務経済常任委員長(石川眞男君) それでは、委員会審査報告を読み上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第66号 玉村町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。議決の結果、原案可決。 議決の理由は、内容が妥当なものと認めるというものです。

12月6日の午前9時から全員協議会室で審査いたしました。

この条例の制定の理由は、平成27年1月27日付の総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」により、地方公共団体は地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部または一部を適用し、公営企業会計に移行されるよう要請されています。特に資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り組むこととされております。

これに対応するため、本町の下水道事業についても地方公営企業法を適用させるため、本条例を制定したいというものです。

主な制定内容としまして、まず第1条、下水道事業の設置に関する規定。

そして、第2条、法の適用に関する規定。これは、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令では、 地方公共団体では条例で定めるところにより、その経営する企業に地方公営企業法の規定の全部また は一部を適用することができるとされております。本条例は、下水道事業に地方公営企業法の全部を 適用させる旨を規定しています。

第3条、経営の基本に関するものです。これは、第1項で下水道事業の経営に関する基本理念を規定し、第2項では下水道事業の規模について定めており、区域及び人口は事業計画に定めたものとしています。

第4条、管理者の不設置に関する規定。地方公営企業法では、条例で定めるところにより、地方公

営企業施行令で定める事業に管理者を置かないことができるとされています。地方公営企業施行令では、管理者を置かないことができる地方公営企業は、常時雇用をされている職員の数が一定以下等の小規模の事業等があります。本条では、下水道事業に管理者を置かない旨を規定しております。

第5条、組織に関する規定。地方公営企業法では、地方公営企業を経営する地方公共団体に管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設けるとしています。本条では、事務処理のための組織として上下水道課を規定しております。

そして、6条、重要な資産の取得及び処分に関する規定。本条では、地方公営企業法の規定により 予算で定めなければ取得や処分をすることができない重要な資産の範囲等について規定しています。 金額及び土地の面積等の数値については、水道事業と同様としています。

第7条、議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定。本条では、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合と規定し、水道事業と同様の取り扱いとしています。

第8条、議会の議決を要する負担つきの寄附の受領に関する規定であります。本条により負担つきの寄附又は贈与の受領で金額が200万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で金額が100万円以上のものについては、議会の議決を要するものとし、水道事業と同様の取り扱いとしています。

第9条、業務状況説明書類の作成に関する規定。

それから、附則として、施行期日に関するものとして、この条例は令和2年4月1日から施行とするとしています。

玉村町下水道事業特別会計設置条例の廃止に関する規定。玉村町下水道事業特別会計設置条例は廃 止するとしています。

委員から質疑が出され、慎重に審議した結果、その後表決を行いました。

主な審議ですけれども、新井委員からは、既にある水道事業との大きな違いはありますかと、それに対して、下水道事業に企業会計を適用するに当たっては、先行する水道事業の内容を参考にしておりますので、ほぼ同様の内容となっておりますというお答えがありました。

柳沢委員から、下水道事業が企業会計に移行するメリットはどのような点にありますかという、それに対して、将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握ということでありまして、持続可能なストックマネジメントの推進、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能になる、広域化・民間活用等の抜本改革の推進、企業間での経営状況の比較、わかりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上、職員の経営マインドの育成ということですと。事業の中身がよく見えてくるということにより、料金が適正なのかといったことも明らかになってくるのではないかということで、国が進めている事業ということで考えています。

ほかは配付資料を見ていただければわかりますけれども、それで本議案は表決の結果、全会一致で

原案のとおり可決となりました。

以上、報告といたします。

◇議長(三友美惠子君) 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。 これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。 これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

〇日程第3 開会中における所管事務調査報告

◇議長(三友美惠子君) 日程第3、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会 議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

〇日程第4 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長(三友美惠子君) 日程第4、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。 各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

○字句等整理委任について

◇議長(三友美惠子君) お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その 他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議あり ませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

〇町長挨拶

◇議長(三友美惠子君) 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長(角田紘二君) 令和元年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月3日に開会され、本日までの9日間、議員の皆様方には町から提案させていただきました条例の制定や一部改正を初め、補正予算等を含む17議案につきまして慎重にご審議をいただき、まことにありがとうございました。

提案させていただきました全ての議案について、原案どおりご議決、ご同意いただきまして、厚く 御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、8名の議員各位から町政各般にわたるご質問がございました。議 案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては、十分尊重し、今後の 行政執行に反映できますよう努力してまいりたいと考えております。

さて、本定例会での柳沢浩一議員の一般質問への答弁にもなりますが、私の次期町長選に対する進退についてであります。私の町政の基本姿勢は、公約に掲げてまいりましたとおり、財政の健全化と人口減少対策であります。この2つの施策におきましては、改善傾向にありますが、まだまだ厳しい状況にあります。さらに、本議会でも多くの議員の皆様からご指摘をいただきました防災減災対策は、当町の喫緊の課題となっております。このような状況を鑑み、私はこのたび微力ながら玉村町のさらなる発展のために再度町長選に立候補する決意をいたしました。どうぞ議員の皆様にはご理解をいただければ幸いに存じます。

結びに、寒さ厳しい季節に向かう折から、議員の皆様におかれましてはご自愛いただき、新しき令和2年の年を迎えられますことをご祈念申し上げ、挨拶といたします。どうもありがとうございました。

〇議長挨拶

◇議長(三友美惠子君) 令和元年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月3日に開会し、本日までの9日間にわたり、条例の制定や一部改正あるいは令和元年度の一般会計や特別会計の補正予算、当町の人権擁護にかかわる人事案件等、議案が慎重に審議されました。また、一般質問において8人の議員がさまざまな観点から町政をただすなど、まことに意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局には、議案審議や一般質問の際に議員からありました意見や提言等を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますように強く求めるものであります。

結びに当たり、来たるべき令和2年が玉村町にとりまして、さらに飛躍、発展する輝かしい年となることを願うとともに、議員各位並びに町長を初め執行各位におかれましては、これから年末に向け何かと気ぜわしい時期を迎えますが、健康には十分留意され、清々しい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

〇閉 会

◇議長(三友美惠子君) これをもちまして、令和元年玉村町議会第4回定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後2時55分閉会